

「女川原子力発電所 情報公開基準」の運用開始について

当社は、女川原子力発電所2号機の再稼働を見据え、「女川原子力発電所 情報公開基準」（以下、「情報公開基準」）を策定し、2023年4月1日から運用を開始することといたしました。

女川原子力発電所における設備や機器の故障などに関しては、これまでも、法令に基づき国に報告が必要な事象^{※1}や、自治体との安全協定^{※2}に基づき報告が必要な事象などについて、適宜公表してまいりました。

このたび策定した情報公開基準については、これまでの公表事象に加え、原子炉の運転中に想定される事象を踏まえたうえで、事象の重要度に応じた区分を定め、公表時期や手段を整理したものです。

当社といたしましては、引き続き、安全確保を最優先に女川原子力発電所2号機の再稼働に向けた取り組みを進めるとともに、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。

以上

- ※1 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「電気事業法」に定める原子炉施設の故障などの事象
- ※2 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」（宮城県、女川町、石巻市）
「女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書」

【参 考】

- ・情報公開基準や各事象の解説については、当社ホームページに掲載しております。

当社ホームページ「原子力情報」：https://www.tohoku-epco.co.jp/electr/genshi/data/4_f.html

（別 紙）

- ・女川原子力発電所 情報公開基準